

岡山大学出版会の事業に関する要項

平成19年 6月20日

学 長 裁 定

改正 平成24年 9月21日

改正 平成25年12月13日

改正 平成30年 7月25日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学出版会規程(以下、「出版会規程」という。)第9条に基づき、岡山大学出版会(以下、「出版会」という。)の事業に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 出版会は、出版会規程第2条に基づき、以下の書籍及び電子版を含む出版物の編集・制作・頒布等に関する事業を行う。

- 一 学術単行本(専門性の高い学術書・研究書)
- 二 出版会叢書(分野ごとのシリーズもの)
- 三 教科書類(講義, 演習, 実験等のテキスト)
- 四 その他(一般教養書, 啓蒙書, 記念出版物, 定期刊行物, 出版会が適当と認めたもの)

(原稿の種類)

第3条 出版は、以下の原稿の種類に応じて手続きする。

- 一 応募原稿 出版を希望する著作者等からの応募によって提出された原稿。
- 二 企画原稿 出版会が企画し、依頼によって提出された原稿。

(出版の条件)

第4条 出版にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 著作者は著作権を所有し、他の著作権等を侵害しないことを保証すると共に他の著作権者又は第三者に損害を与えた場合は、著作権者がその責任を負うこと。
- 二 著作者は、当該著作物の複製並びに頒布及び公衆送信権に関する一切の権利を契約に基づき出版会に付与すること。

(出版の決定と契約の締結)

第5条 出版は、出版会規程第2条の目的、岡山大学出版会編集委員会による原稿の評価及び匿名の査読者による査読結果に基づいて出版会が決定する。

2 出版会は、出版を決定したときは、速やかに別紙様式の出版契約書を標準として契約を締結しなければならない。

(著作者負担金)

第6条 出版会は、当該著作物を普及しやすい価格で提供するために必要な費用の一部として著作者負担金を徴収する。ただし、企画原稿の著作者からは著作者負担金を徴収しな

い。

2 著作者負担金は、出版会の収支及び著作物の第1刷の印刷・製本又は電子版の制作に要した費用に基づいて、著作者と出版会で協議の上、負担比率を算定することとする。ただし、増刷にあつては、著者負担を生じないものとする。

(定価設定)

第7条 著作物の定価は、制作費、読者数、類書の価格水準、著作者及び出版会の負担額等を考慮して出版会が定める。

2 あらかじめ著作者から原価買取の申し入れがあつて印刷・製本した書籍等については、非売品としなければならない。

(コスト計算)

第8条 著作物の定価等を算出する際に基礎となるコストは、編集、制作、宣伝及び販売にかかる直接コストに基づいて算出する。

(著作物の販売)

第9条 出版会は、著作物の販売を書店を通じて行う他、直接販売を行う。

2 書籍取次店及び書店に対する著作物の売却額等は、書籍取次店等との間に結ばれた契約に基づいて定める。

3 書店等を除く個人及び機関等への直接販売にあつては、定価及び著作物の送料を徴収するものとする。ただし、送料の一部又は全部を出版会が負担することにより、簡素な料金体系とすることができる。

(原稿料及び著作権使用料)

第10条 出版会は、原則として原稿料及び著作権使用料は支払わないものとする。

(在庫管理)

第11条 書籍等の在庫は、適正に管理する。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、出版会の事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年7月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。